

新しい化学物質管理の概要

独立行政法人 労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理センター

伊藤 昭好

※本発表に関して、開示すべき利益相反に該当する項目はありません。

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾患は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルトトルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾患も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

2 参集者 ※役職は、報告書とりまとめ当時のもの。

《本検討会》

明石 祐二	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
尾崎 智	(一社)日本化学工業協会常務理事（第14回検討会～）
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高橋 義和	U A ゼンセン労働条件局部長
中澤 善美	全国中小企業団体中央会参与
永松 茂樹	(一社)日本化学工業協会常務理事（～第13回検討会）
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁	JEC連合副事務局長

《リスク評価ワーキンググループ》

植垣 隆浩	三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証 本部化学品管理部長
梅田 真一	(一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部长
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
甲田 茂樹	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
村田麻里子	製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
山岸 新一	JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長)
山口 忍	DIC(株)レスポンシブルケア部化学物質情報管理グループ グループマネージャー

3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

【背景】

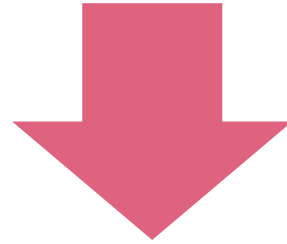
- ① 日本の化学物質管理は「法令準拠型」すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- ② 工場等で日常的に使用されている物質は数万に上り、その用途もさまざまである
- ③ 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、この中には重篤な発がんも含まれる
- ④ 小規模事業場での災害発生が多い
- ⑤ 物質の危険性・有害性に関する情報伝達制度が整備されてこなかった
- ⑥ 化学物質管理は国際的な潮流（SDG s 等）の中で行う必要がある

 “化学物質管理の施策転換の必要性” “事業者が選択する”

【自律管理型への転換】

- ① 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化する
- ② 国が定めた管理基準に基づいたリスクアセスメントの実施と対策を基本とする
- ③ 化学物質の自律的な管理のための実施体制を確立する
- ④ 小規模事業場支援を幅広く行う

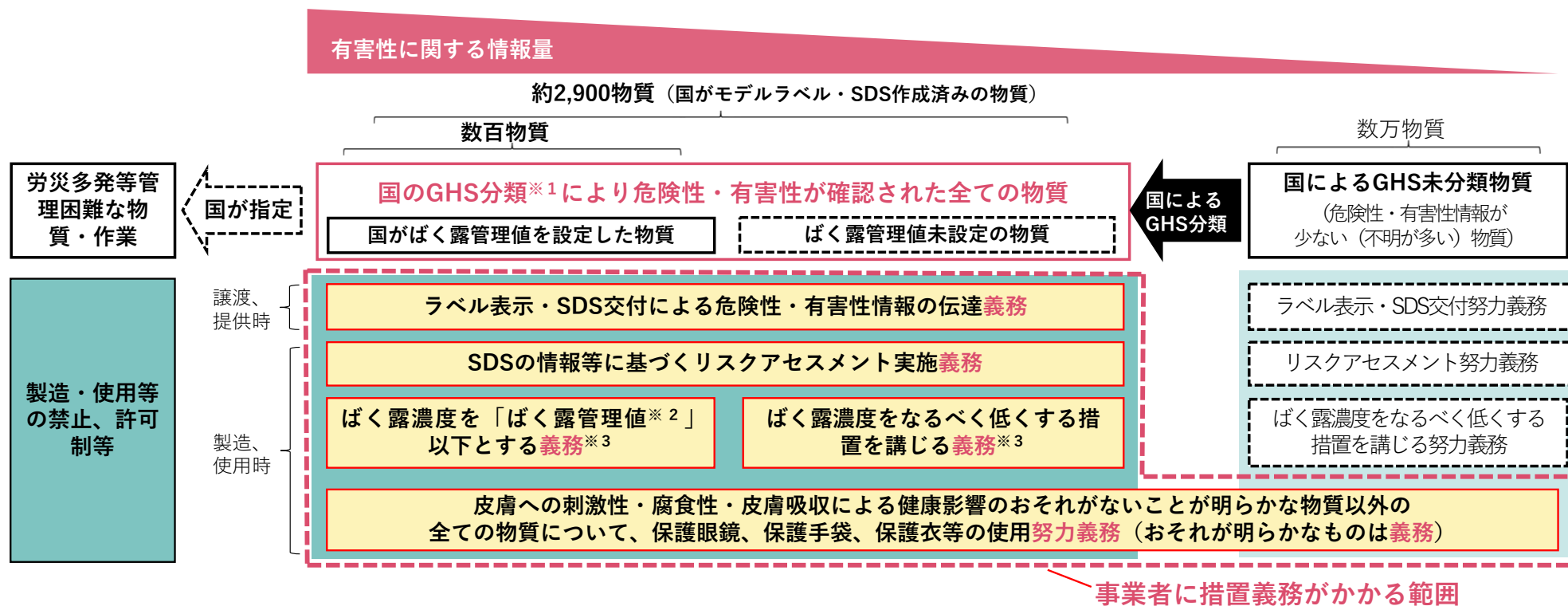
特定の化学物質に対して
個別具体的な規制を行う方式



大きく転換

危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、
国が定める管理基準の達成を求める、
又はばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる
ことを求める方式（達成等のための手段は事業者において適切に選択）

化学物質の自律的な管理の全体像



※1 GHS (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)
「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。

※2 ばく露管理値
「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」における「ばく露限界値 (仮称)」を指す。

※3 ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択
①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、④有効な呼吸用保護具の使用

国によるGHS分類及びラベル表示等の義務化のスケジュール (あり方検討会報告書より)

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
○国による新規GHS分類 ○モデルラベル・SDS作成	新規：5 再分類：94	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質	50~100 物質
○ラベル表示・SDS交付義務化 <small>※施行（義務適用）までの期間は2～3年</small>	234 物質	700 物質 <small>既存GHS分類済み物質</small>	850 物質	150~300 物質	50~100 物質	50~100 物質
○ばく露限界値（仮称）の設定 <small>※施行（義務適用）までの期間は1年程度</small>		150 物質 <small>リスク評価由来等</small>	200 物質	200 物質 <small>許容濃度等が設定されている物質</small>	200 物質	200 物質

第146回 労働政策審議会 安全衛生分科会（令和4年3月23日）資料より

- 1 事業場における化学物質に関する管理体制の強化
- 2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化
- 4 化学物質の自律的な管理の状況に関する労使等のモニタリング
- 5 化学物質に起因するがんの把握の強化

1 事業場における化学物質に関する管理体制の強化

1-1 化学物質管理者の選任の義務化

2024(R6).4.1 施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・ **リスクアセスメント対象物**を製造し、又は取り扱う事業場（業種・規模要件なし）

※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等**事業場毎**に化学物質管理者を選任する

※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外

※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★**リスクアセスメント対象物**

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(2) 選任要件

- ・ 化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者

- ・ リスクアセスメント対象物の**製造事業場** → **専門的講習**（※）の修了者
- ・ リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
→ 資格要件無し（専門的講習等の受講を推奨）

（※）専門的講習のカリキュラムは、以下の内容を厚生労働大臣告示で制定予定

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	一時間
	化学物質の危険有害性	二時間
	関係法令	一時間
	化学物質の危険性又は有害性の調査	三時間
	化学物質の危険性又は有害性の調査の結果に基づく措置	二時間
実習	化学物質の危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置	三時間

(3) 職務

- ・ ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・ 化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ・ ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

1 事業場における化学物質に関する管理体制の強化

1-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

2024(R6).4.1 施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者

(3) 職務

- ・有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

保護具着用管理責任者の要件は、衛生管理者等の一定の経験及び知識を有する者である旨を、通達で示す予定。

1-3 雇入れ時等教育の拡充

2024(R6).4.1 施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止し、危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関する事
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関する事
3. 作業手順に関する事
4. 作業開始時の点検に関する事
5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関する事
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関する事
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、1～4の項目は省略可能

- ・ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ・ 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

2-1 SDS等による通知方法の柔軟化

公布日施行

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることとする。

(現行)

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法
(磁気ディスクの交付、
FAX送信など)



(改正案)

事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子メール送信
- ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

2-2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

2023(R5).4.1施行

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容の通知(※)を行わなければならないこととする。

5年以内ごとに1回、記載
内容の変更の要否を確認

変更があるときは、
確認後1年以内に更新

変更をしたときは、
SDS通知先に対し、変更内容を通知

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

2-3 SDS等による通知事項の追加及び含有率表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- ・ SDSに係る通知事項として、新たに「(譲渡提供時に) 想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する。
- ・ SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載を求めることとする。(※製品により、含有量に幅があるものについては、濃度範囲による表記も可。)

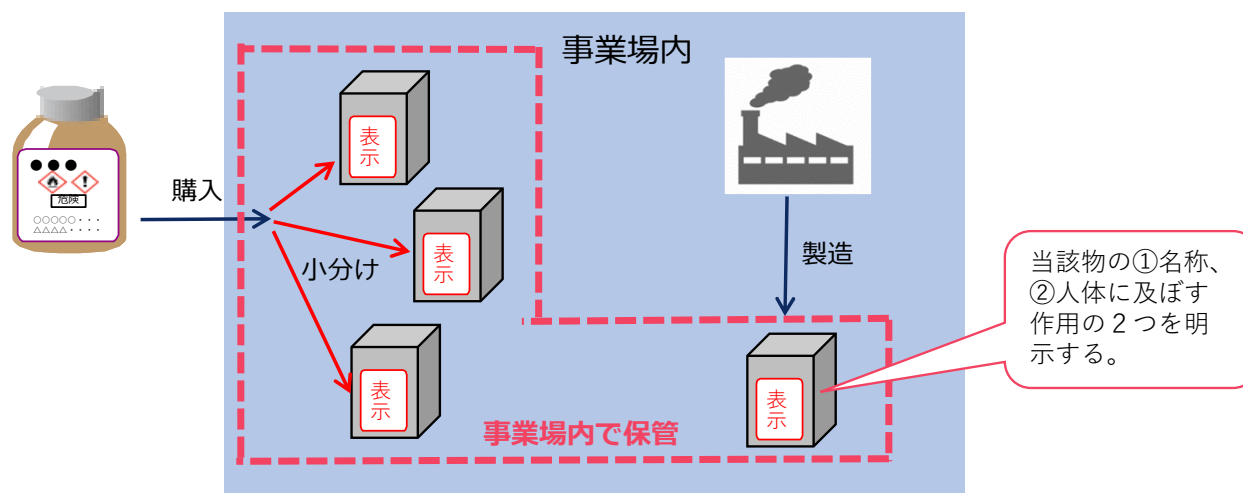
2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

2-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



- 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正2-1から2-4までの改正に伴い、以下の改正を行う。
 - ・ 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
 - ・ 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

3-1 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- i 代替物等の使用
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善
- iv 有効な呼吸用保護具の使用

2023(R5).4.1 施行

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「ばく露管理値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度基準（以下「ばく露管理値」という。）以下とする。

2024(R6).4.1 施行

(2) (1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聴く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（※）については30年間）保存することとする。

2023(R5).4.1 施行
(1)①に係る部分

2024(R6).4.1 施行
(1)②に係る部分

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

2023(R5).4.1 施行

※ がん原性物質は、厚生労働大臣告示で示すことを予定。

- ・ GHS分類で発がん性区分1の物質
- ・ 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針（いわゆる「がん原性指針」）の対象物質

ばく露管理値以下に管理する方法

(あり方検討会報告書より)

- 当該労働者に係る個人ばく露測定の測定値（実測値）とばく露管理値を比較する方法
- 作業環境測定（A・B測定又はC・D測定）の測定値（実測値）とばく露管理値を比較する方法
- 「CREATE-SIMPLE」等の数理モデルによる推定値とばく露管理値を比較する方法

3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

3-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

2024(R6).4.1施行

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- ・リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- ・1-2(1)②のばく露管理値設定物質について、労働者が1-2(1)②のばく露管理値を超えてばく露したときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- ・上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に係る健康診断については**30年間**）保存することとする。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**することとする。

- 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年厚生労働省告示第3号）の改正
当該指針について、以下の改正を行う。
 - ・ 化学物質管理者の選任、ばく露管理値の設定等、上記3の省令改正事項を反映する。
 - ・ 「リスクの見積り」において、最新の知見を踏まえ、感作性物質、経皮吸収による健康障害、麻酔作用を有する化学物質に係る留意事項を追加する。
 - ・ 「リスクの見積り」方法について、最新の知見を踏まえ、個人ばく露測定や生物学的モニタリング等の方法を追加する。

3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

3-3 化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1 施行



● 義務

2024(R6).4.1 施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外^①の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1 施行

健康障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2023(R6) 4.1
ある (①)	努力義務	義務
不明 (②)	努力義務	
ないことが明らか	(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)	

3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

3-4 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

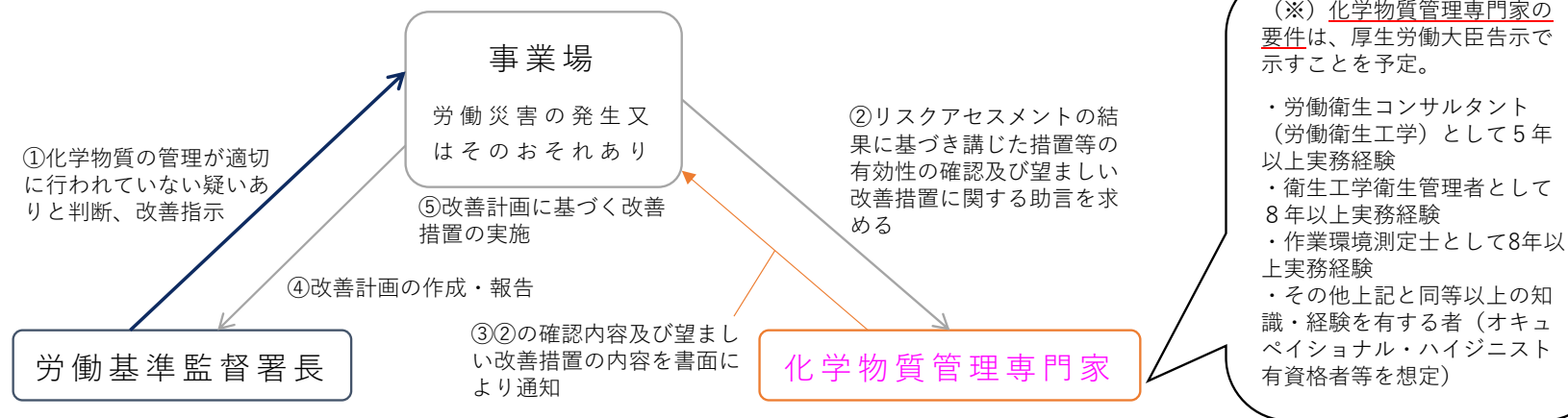
2023(R5).4.1施行

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

3-5 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

2024(R6).4.1施行

- 労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することとする。
- 改善の指示を受けた事業者は、**化学物質管理専門家**（※化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととする。



4 化学物質の自律的な管理の状況に関する労使等のモニタリング

2023(R5).4.1 施行

4-1 衛生委員会の付議事項の追加

衛生委員会における付議事項に以下の事項を追加し、**化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議**を行うことを義務付ける（※）。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② ばく露管理値設定物質について、労働者がばく露される程度をのばく露管理値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果及びその診断結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ ばく露管理値設定物質について、労働者がばく露管理値を超えてばく露した際に実施した健康診断の結果、講ずる措置に関すること

（※）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならないこととする。

5 化学物質に起因するがんの把握の強化

2023(R5).4.1施行

5-1 がん等の遅発性疾病の把握の強化

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。

第146回 労働政策審議会 安全衛生分科会（令和4年3月23日）資料より

- 6 化学物質管理の水準が一定以上の個別規制の適用除外
- 7 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化
- 8 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

6 化学物質管理の水準が一定以上の個別規制の適用除外

(特化則・有機則・鉛則・粉じん則)

- 化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則（※1）について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができることとする。

<認定の主な要件>

2023(R5).4.1施行

- ①認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家（※2）が配置されていること。
- ②過去3年間に、各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していないこと。
- ③過去3年間に、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。
- ④過去3年間に、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。
(粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。)

(※1) 所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。

(※2) 化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示で示すことを予定

- ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として5年以上実務経験
- ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験
- ・作業環境測定士として8年以上実務経験
- ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者等を想定）

7 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

(特化則・有機則・鉛則・粉じん則)

2024(R6).4.1 施行

(1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

(2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。
- ③保護具着用管理責任者を選任し、(2)及び(3)の管理、作業主任者等の職務に対する指導(いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。)等を担当させること。
- ④(1)①の作業環境管理専門家の意見の概要及び(1)②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署に届け出ること。

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

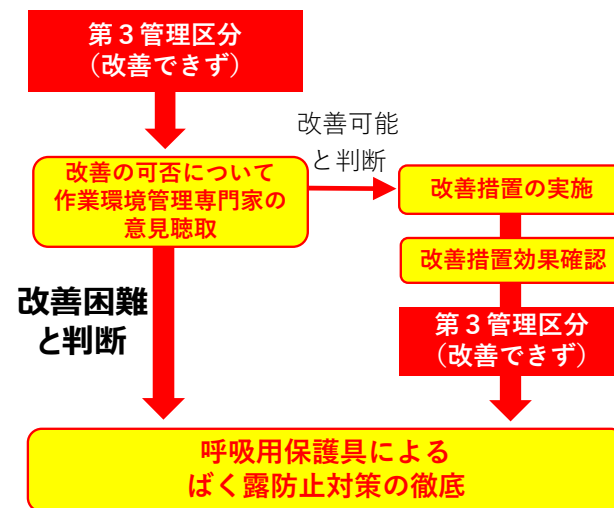
- ①6月以内ごと(鉛の場合は1年以内ごと)に1回、定期的に、個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ②1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

- ①作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ②個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間(粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間)保存すること。

作業環境管理専門家の要件は、通達で示す予定。

労働衛生コンサルタント(労働衛生工学)として3年以上実務経験、衛生工学衛生管理者として6年以上実務経験、作業環境測定士として6年以上実務経験、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者。



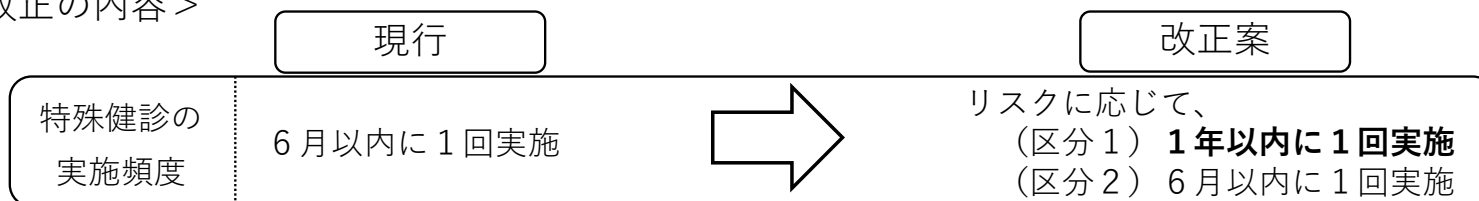
8 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

(特化則・有機則・鉛則・四アルキル鉛則)

- 有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できることとする。

<改正の内容>

2023(R5).4.1施行



要件	実施頻度
以下のいずれも満たす場合（区分1） ①当該労働者が作業する単位作業場所における 直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。 （※四アルキル鉛を除く。） ② 直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。 ③直近の健康診断実施日から、 ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。	次回は 1年以内に1回 （実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）
上記以外(区分2)	次回は6月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

※四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用することとする。

今後の課題

- 化学物質の自律的な管理を社会実装するための鍵は、やはり小規模事業場への周知と支援
- 小規模事業場のリスクアセスメント支援には現場を熟知する作業環境測定士の活用が不可欠
- 作業環境測定士の“脱皮”や労働者の意識改革も必要